

国民・子どもの命守るため



原発災害に 国は責任果たせ

衆院予算委 志位委員長の 基本的質疑

日本共産党

●日本共産당의 주석과 부위원장이 9월 27일의衆院予算委員会에서行った基本的質疑の内容を紹介します。

放射能汚染対策

志位「国の責任で『仮置き』の

除染費用は全額負担を

首相（期限は）明示できるように努める

志位「自治体まかせをあらためよ」

志位和夫委員長 私は日本共産党を代表して、野田総理に質問いたします。

まず、原発事故によつて大量

らどうやつで國民とくは子ともたちの健康と命を守るかについて、総理の基本認識をうかがいます。

どれだけの量の放射性物質がどれだけの範囲で広がったか

志位 原発事故から半年を超えて、なつて総力をあげ、全力で取り組むべき時である。

ましたが、いまだに収束の見通しはたたず、10万人の方々が避難生活を強いられ、福島では、この秋晴れのもとでも子どもたちが外遊びさえできないという状況が続しております。

私は、総理に、原子力災害対策本部長としての基本的認識をうかがいたい。今回の原発事故でいつたいどれだけの量の放射性物質が放出され、放射能汚染が日も」と答弁しました。

私が、衆院本会議の代表質問で、「原発安全神話」にどっぷりつかって大事故を引き起こした歴代政権の責任をどう自覚しているのかとただしたのに対し、総理は、「原子力に関する安全神話にとらわれてきた」という事実は謙虚に反省します」とお答え

9月11日に公表した「国際原子力機関（IAEA）にたいする日本政府の追加報告書—東京電

力福島原子力発電所の事故について（第2報）」でございますが、現時点までの放射性物質の総放出量は、環境モニタリングデータから逆推定結果をふまえると、ヨウ素131は10万テラベクレルから2万テラベクレル程度と推定をしています。

なお、文科省が作成した環境放射能水準調査結果によれば、9月26日時点における各都道府県のモニタリングポストの放射線量は、宮城、福島、茨城の3県の観測点を除き、過去の平常値の範囲におさまっており、現時点での放射性物質の影響は、限定的な状況にはなっていると認識しています。

細野豪志原発担当相 お示しを
もつて除染するということです
ね。総理の答弁をお願いします。
いただいた資料ですけれども、
緑色のところが薄いということ
なんですが、その濃いところと
薄いところが若干わかりにく
くなつておりますて、薄いとこ
ろも含めて、この事故由来で汚
染されたということでいうなら
ば、たしかに、非常に広範囲に広
がつて いるということをござい

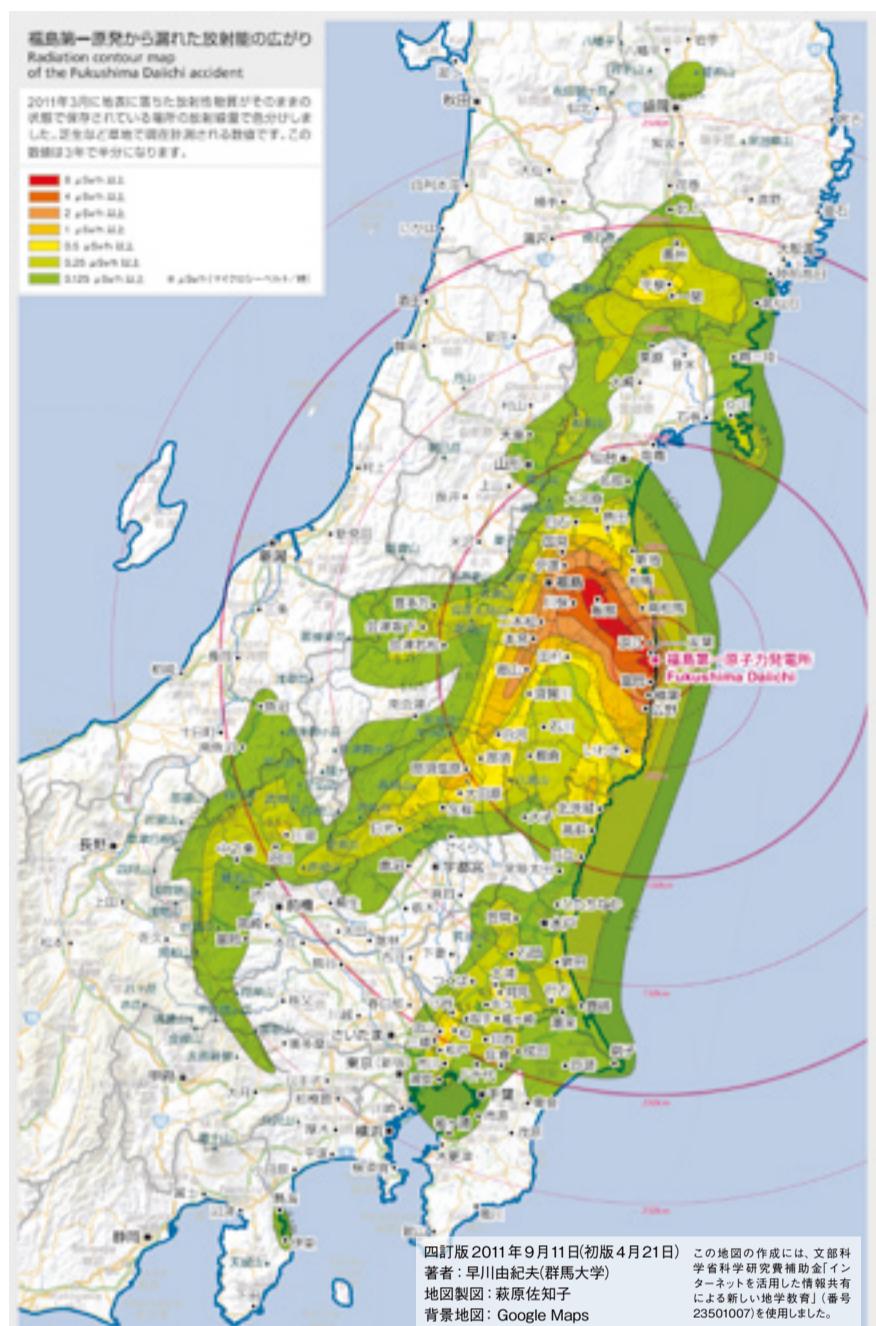
志位 政府として全部について取り組むということだと思うんですが、実態はどうか。

ここで、国からどのような支
援が得られるか、また、その地域で何が問題か、何をどう対応すればよ
いのかなど、現地の状況を把握するための調査結果をもとに、現地の状況
を踏まえた対応方針を策定する。この段階では、現地の状況を踏まえた対
応方針を策定する。この段階では、現地の状況を踏まえた対応方針を策定す
る。

それぞれの地域に応じた除染をしつかりやっていく。それを政府として責任をもつてやるという体制で臨んでまいりたいと思います。情報がいつていないところがあれば、そこはしつかり対応すべく、あらためて指示をします。

「なぜ『仮置き場』が決まらないか。古川町長の話にもあつたと
うに、最終処分の展望が示さされず、「仮置き」がいつまで続くか
分からないからです。

住民の安全安心を考えるといい返事はできない」と苦しい胸の内を語っています。



援あるいは協力があつたか。6つの市の担当者に直接問い合わせてみました。そうしますと、財政的な支援・協力どころか、政府の除染に関する「基本方針」あるいは「除染実施ガイドライン」などの方針についての説明がないでさえ、「一切ない」というとの自治体も、新聞報道で知つて、独自にインターネットなどで情報を入手したという。これでは総理、あまりに無責任ではありますか。こういうやり方は、責任のないやり方だと思いますが、總理、いかがでしょう。

政府が最終処分の展望を示す
「仮置き」の期限を
決めていないことが障害に

志位 福島の方に行きますが、始まっておりますが、どこでも最大の障害の一つとなつていて、それが、取り除いた土など放射能を帯びた廃棄物の保管先、「仮置き場」が決まらないということです。それが決まらないことから、除染がすすまないといふ訴えが各地から寄せられております。

私は、昨日、福島県の川俣町の古川町長から実態をお聞きしました。そうしますと、「仮置き場」で困っている。「いつまで置くのか」「どこに持っていくのか」がはつきりしないためになかなか

最近、福島民報社がおこなつた、県内59の市町村への聞き取り調査によりますと、「仮置き場」について「検討中」とする自治体は23の自治体にのぼりますが、ほとんどの自治体が、設置場所や時期については「未定」、あるいは「詳細はこれから決める」としており、実現のめどすら立っていないとのことです。各自治体は、「最終的な処分先が明確でなく、いつまで『仮置き』されるのかを不安に思う住民の理解が得られない」と訴えています。

志位 除染を、もちろん（年間
20ミリシーベルトというのは）
いへんな線量ですから国が責任
をもつてやる。しかし、（政府
の除染の基本方針では）1～20
も国が責任をもつ、1以下でも
ホットスポットはできるから
国が支援するといつている。

除染というのには、早ければ早いほどいいわけですよ。ところが、方針を決めて、ひと月たつても説明すらしていないというのは、これは国が責任をもつている姿勢とはいえないということを、私はいつておきたいと思います。

ネットの一つになつてはいると、この認識はありますか。総理の認識を聞きたいと思います。

細野担当相

あの、検討状況について私のほうから先に説明をさせていただきます。志位委員、ご指摘の通り、「仮置き場」を設置をしない限り、大規模な除染がすすまないということになつておりますして、各市町村、非常に、もう本当に苦しい思いをしていただいて、恐縮なんですけれども、努力をしていただいて、少しずつ、見つかりつつあるという、そういう状況です。

ただその際に、非常に問題になつているのが、それはどれぐらいの期間、「仮置き」をされるのかと、そこはどこに持つていかれるのかということでございまして、その施設、すなわち中間貯蔵の施設を確保するというのが、政府の大きな責任であるというふうに承知をしておりま

す。
菅総理が最後に福島に行かれたときに、大変申し訳ないながらも福島県内に中間貯蔵についてご理解をいただけないだろうかと、提案をすでに総理の方がしておりますと、それを受けて、私のほうでさまざまな自治体の方々が議論を現在しているところでございます。

このままの状況を放置することはできませんので、10月中旬には中間貯蔵のいろんな在り方も含めて、政府としての考え方を提示をしたいというふうに思つておりますし、それと並行して「仮置き場」についてもできる限り理解をいただけるようになります。

あるいは、穴を掘ったやり方で何かできないかという、そういう知恵をめぐらしているという場面にもでくわしましたけれども、それでも、それをいつまでにするかということは、それはさつきの細野大臣の答弁にもあつたところです。

いか。そのうえで、最終処分の方法・場所については、開かれた形で国民・住民の討論をおこない、専門家の意見も総結集して、國民・住民の合意のもとに、国として責任を持つて具体化をはかることが必要だと思います。

細野担当相 基本的には、志位委員がご指摘のスタンスでやつていくのが政府の方針でござります。いまうかがつておりますと、「一本松市長さんですか、私も何度かお会いしたんですけど、自治体が本当にやろうとしておられることと、政府がいま、さまざまなものかもしだせません。しっかりと確認したいと思います。

首相 もちろん市町村と協力したりするつていうことはあります。ですが、最終的には国が責任を持つて除染をおこなつていくということだと思います。その上で、そのコストのほうでいろいろあると思うんです。

例えは、2センチ削つてやるのか、5センチ削つてやるのか、2センチでも十分だと、そのへんの技術的な課題もクリアしながら最終的に国が責任を持つて除染の対応をしていく。全面的というか、国が責任を持って対応するということです。

志位 全面的にという言葉を使つて、「国が責任を持つて除染する」が問題です。

「仮置き場」が決まらないといふ認識でした。

それで、自治体が、いま一番求めているのは、「仮置き」について期限を決めてほしいということなんですよ。そこで、私は、政府として、「仮置き」の期限は、最もいつまでで、その期限内に国が責任を持つて「仮置き」は解消します」という形で「仮置き」の期限を明示すべきではな

うではなくて、最終処分どうするかをそういう形で決めたらいい。ただ、いま、政府が示すべきは、「仮置き」というものは最長でもいつまでと、1年なら1年、2年なら2年、それで解消しますということを、政府の責任者がはつきり言うことですよ。今度は総理がお答えください。いかがですか。

首相 私も、9月8日、福島に行つたときに、除染のモデル地区としての伊達市の視察をしました。そのときにやはりブルーシートで置きながら、隠しながら、包みながら、対応しているような場面を見ました。

あるいは、穴を掘つたやり方で何かできないかという、そういう知恵をめぐらしているという場面にもでくわしましたけれども、それでも、それをいつまでにするかということは、それはさつきの細野大臣の答弁にもあつたところです。

志位 しつかりやつていただきたい。

「中間処分」というふうに言ふることで、努力をされて、市町村ができるだけ除染をやり確認したいと思います。

市町村ができるだけ除染をやろうということで努力をされて、市町村ができるだけ除染をやる体制でいくのが基本的な考え方でございますので、しっかりと確認します。

ただ一方で、一言だけ申し上げると、「国が責任を持つて除染する」

のところが決まらないとなかなか決めにくいくらいますので、その見通しを明らかにした上で、住民のみなさんにご理解をいただきような、その期限というものが割り出していくんではないかといふうに思いますし、それはなるべく早く対応しなければいけないと思います。

志位 これはもちろん、最終処分と「仮置き」の期限というものは、リンクしてくるわけですが、それでも、それを含めて、「仮置き」の期限をいつまでと、総理の責任で、いまここで何年と言えと、いうわけじゃないけれども、明示すると約束してください。

首相 いま言ったように、そのシステムを完結していく後ろを決めながらのなかで「仮置き」は何年とか、という形で、それは住民の安心のためにも明示できるように努めていきたいと思いま

きました。

総理、除染費用は、国が責任を持つて全面的に支払う、そのうえで東電にすべての賠償責任を負わせる、こういう姿勢をはっきり打ち出すべきだと思いますが、いかがでしょう。

細野担当相 基本的には、志位委員がご指摘のスタンスでやつていくのが政府の方針でござります。いまうかがつておりますと、「一本松市長さんですか、私も何度かお会いしたんですけど、自治体が本当にやろうとしておられることと、政府がいま、さまざまなものかもしだせません。しっかりと確認したいと思います。

市町村ができるだけ除染をやろうということで努力をされて、市町村ができるだけ除染をやる体制でいくのが基本的な考え方でございますので、しっかりと確認します。

といいながら、いまお話しした
ように、実態は、福島県以外は
除染方針も伝えていない、廃棄
物の最終処理の展望が示されて
いない、財政支援の展望も示し
ていらない。結局、自治体まかせに
なつていてるんじゃないですか。

を支援するという受け身のものになつてゐるから、こういう事態が生じていると思います。

これは国と東電の責任で起こした事故なんですよ。自治体には何の瑕疵（かし）もない、何の罪もない。ですから、本当に全面的に費用は国が出しそして責任を持つということをやつていただきたいと、強くいつておきたいと思います。

除染推進体制―― 原研機構まかせにせず、 日本の英知の総結集を

志位 さらに、除染を推進する体制についてうかがいたい。

志位 さらに、除染を推進する体制についてうかがいたい。

これほど深刻な放射能汚染から国民と子どもたちを守る除染という仕事は、これまで人類が取り組んだことのない一大事業であり、政府がそれにふさわしい強力で特別の体制をつくる必要があります。

ところが、政府がつくつてい
る環境省の除染委員会（環境回
復検討会）の委員をみますと、放
射能関係の専門家として参加し
ているのは、日本原子力研究開
発機構（JAEA）の関係者だけ
です。政府は、この機構を「原子
力に関するわが国唯一の研究開
発機関」と位置づけ、「除染に係
るガイドライン」の作成もこの
機構に丸投げしている。そんな
姿勢でいいのかが問われている
と思います。

もともとこの機構は、政府・電力業界と一体に、原発だとか、高速増殖炉「もんじゅ」だとか、これを推進してきた機構です

を支援するという受け身のものになつてゐるから、こういう事態が生じていると思います。

これは国と東電の責任で起こした事故なんですよ。自治体には何の瑕疵（かし）もない、何の罪もない。ですから、本当に全面的に費用は国が出し、そして責任を持つということをやっていただきたいと、強くいっておきたいと思います。

細野担当相 福島県以外のところにも、要請があればしっかりと情報を伝えるということであつております（議場騒然）が、伝わっていないところがあればそこは再確認をしたいと思います。

どうしても近隣の、例えば宮城県の南部であるとか茨城県であるとか、そういうふたところは地図でもはつきり出ていますので、そういうふたところにはできるだけ情報をということでやつておるんですが、少し距離があるとどうしてもそこに情報が届いていないということがあるようですが、対応してまいりました。

けではとても足りませんので、世界からさまざま アイデアをしつかりと受け止めて、環境省でも国立環境研究所にも今回そういう機能を一部もたせようかと思つておるんですが、そういうことも含めて体制の整備をしております。

来年1月には福島に福島環境再生事務所というものを環境省がつくりたいと思っております。当初は補正予算で40名の規模、できれば来年度には100人規模に、何とか安住財務大臣のご理解もいただいて、そこは体制を強化したいと思っておりまして、国が責任をもつておこうう体制がまだ十分でない部分

志位「被害者の苦しみに
寄り添い全面賠償を」

東電社長「加害者の意識」といいつつ
「人災」とは認めず

経産相「東電は賠償額を減らそうとしている
「政府と東電による人災だ」

首相（全面賠償をおこなうとの明言を避け）

志位 つぎに原子力災害への損害賠償問題についてただしたいと思います。

ここに、今月12日、東京電力が発送を開始した個人向けの損害賠償の請求書類がありますが、驚くべきものです。

記入方法の説明書だけで156ページ、それから被害者が記入する賠償請求書は60ページもあります。請求のためには、難しい専門用語を理解し、数式にあてはめた計算までしなければなりません。過去の給与明細や、避難でかかった費用を証明する領収書類の添付を求めています。着の身着のままで避難を強いられた方がたや、高齢者も少なくない被害者に、このような書類を送りつけ、提出を求めている。

自治体ぐるみの避難を強いる苦情が殺到し、井戸川町長が「分厚い用紙に答えなければ補償しない高飛車な態度だ」と批判し

被害者から怒り、憤りの声がふきあがっています。私は、「福島民報」という地元紙を読みましたけれども、「被害者困惑、憤り」という記事が載っておりました。「読むだけで一週間はかかるんじやないかな。特にお年寄りには難しいと思う。東電は手続きをわざと難しくして、申請を諦めさせようとしているんじやないかとさえ思う」。「東電はあれだけの事故を起こした当事者意識があるのか。書類も郵送するのではなく、一軒一軒回つて聞き取りし、代筆すべきだ」。こういう怒りの声が載っています。

しみに
面賠償を」
「意識」といいつつ
認めず
を減らそうとしている
よる人災だ」
（うとの明言を避ける）
と思わないか
書類――

被害者から怒り、憤りの声が
ふきあがっています。私は、「福
島民報」という地元紙を読みま
したけれども、「被害者困惑、憤
り」という記事が載っておりま
す。「読むだけで一週間はかかる
んじやないかな。特にお年寄り
には難しいと思う。東電は手続きを
きをわざと難しくして、申請を
諦めさせようとしているんじや
ないかとさえ思う」。「東電はあ
れだけの事故を起こした当事者
意識があるのか。書類も郵送す
るのでなく、一軒一軒回って聞
き取りし、代筆すべきだ」。こう
いう怒りの声が載っています。

自治体ぐるみの避難を強いら
れている双葉町は、町民からの
苦情が殺到し、井戸川町長が「分
厚い用紙に答えなければ補償し
ない高飛車な態度だ」と批判し

志位 東電に聞きます。個人へ

東京電力には 加害者としての自覚があるのか

志位 近く発送される法人や個人事業者に対する賠償の請求書類も、個人向けと同様に分厚いものになるのではないかといわれております。

農業などの個人事業者の被害者は、仮払いの段階でも、東電から膨大な資料の提出を求められております。私は、福島県でモモをつくっている農家から、お話をうかがいました。モモの価格が大暴落し、注文が激減している。そこで賠償を求めていたいへんな目にあっているといふ。

福島のモモは贈答品としても大変評判が良いモモで、この農家では個人の贈答用が3割を占めるとのことです。一つの農家で数百人ほどの方に贈答用として送っているということです。その価格がボーンと下がったの

志位 求めた。そうしたら、東電から何と言ってきたか。「誰に贈ったのか、宅配の伝票を出せ。帳簿を出せ。損害請求と照合するため必要だから全部出せ」と、こう言つてくる。しかし、数百人の顧客の伝票や帳簿の記録を出すのは、これはたいへんな作業で多大な労力を要し、疲れ果てているとのことでした。「だいたい顧客のプライバシー（にかかる資料）を一民間企業に出せといふ話も大問題だ」、「税務署の調査より厳しい」という訴えであります。

志位 東電は、今後、3ヶ月ごとに支払いをするとしていますけれども、被災者はなお被害が続いているうえ、毎月の支払いに追われ、生活苦はたいへんな状況です。収入というものは毎月ないと生活も営業も成り立ちません。

たとえば、農業者でいいますと、年末に支払いが多いわけであります。ところが、3ヶ月ごとの支払いになりますと、9月から11月分の賠償が支払われるのは、来年になってしまいます。これでは年が越せない、農業者の実情をわかっているのかという、この怒りの声が沸騰しております。

モモ農家の訴え—— 被害者に苦しみの追いかちは許せない

て、住民への説明を中断させるという事態になつております。

総理にお聞きしたい。東電がこういうやり方をとつてている。これはあまりに心ないやり方だと思いますが、まず認識をうかがいたいと思います。

首相 だいたい160ページ近い読み物を読むというのは相当時間がかかるし、心して読まなければ頭に入りません。という

ことは、あまりに煩雑すぎるだろうと思いますし、そのことについては枝野大臣も直接指導をされたので、それを踏まえて東京電力が適切に対応していただけがいいと思います。

志位 「指導する」というんですが、結局この請求書の書式については変えるという話をうかがつております。

西沢俊夫東京電力社長 先生にお答えいたします。このたびの事故の当事者として加害者としての意識は十分もってござります。

志位 そうすると今回の事故は、まさに人災だという認識をもつてますね。

東電社長 放射性物質を外部に出してしまったことは事実であります。現在その事故の原因等

3ヶ月ごとの支払いをあらため、 生活や営業に困ることがないよう 責任をもて

志位 加害者の意識をもつてて、きちっと対応させていただきたいと思います。

東電社長 その結果を踏まえて、きちっと対応させてください。

志位 人災かと聞いてるんです。答えてください。

東電社長 その結果を踏まえて、きちっと対応させていただきたいと思います。

志位 加害者の意識をもつてて困るわけですよ。人災と

聞いても、その自覚はないわけです。そういうところから、こ

ういう被害者の方々に対する心

ない態度が出ていると思う。

志位 総理にうかがいたい。
結局、被害者の方々にこうい

う膨大な書類の提出を求めてく

るというのは、東電に少しでも

賠償額を減らそうという意図が

あるからですよ。本気で誠実に

全面賠償をするつもりがあるな

らば、こんなやり方はとらない

と思います。被害者への心から

反省にたつて、その苦しみに

寄り添う対応をするはずです。

全面賠償をするつもりがないか

ら、こんなものを送りつけてく

る。総理、そう思ひませんか。

志野 幸男経済産業相 ご指摘通り、東京電力のここまで対応は、少しでも賠償額を少なくできないだろうかという考えがあるというふうに受け取られておもやむを得ないだろうというふうに思つております。

東電社長 現在、お手元に示した資料では一応原則3ヶ月ごととしてござりますけれども、最初非常に多くの何十万という方々がご請求されると思いま

すので、それをまずしつかりや

るということがきわめて大事で

あると思っておりまして、その

につきましては、国の方でも事務調査委員会、それから私どもの方でも有識者を入れた形で立証委員会を開いてございますので、その結果を踏まえて、きちっと対応させていただきたいために、まずはお支払いの方はスムーズにさせていただきたいと思つております。

志位 「なるべく早く」などといふ、抽象的な話では困るんです。被害者の方々が、生活資金でも、営業資金でも、資金繰りに

思つております。

志位 「なるべく早く」などといふ、抽象的な話では困るんです。被害者の方々が、生活資金でも、資金繰りに思つております。

東電社長 被害者の方の個々の実情いろいろあるかと思つておられます。それは個別にきちんと対応させて足らざる点があればそれは対応させていただきたいために、まずはお支払いの方はスムーズにさせていただきたいと思つております。

志位 「なるべく早く」などといふ、抽象的な話では困るんです。被害者の方々が、生活資金でも、資金繰りに思つております。

困つて年が越せなくなるようなことは絶対にしないと、明言してください。

東電社長 被害者の方の個々の実情いろいろあるかと思つておられます。それは個別にきちんと対応させて足らざる点があればそれは対応させていただきたいために、まずはお支払いの方はスムーズにさせていただきたいと思つております。

志位 「なるべく早く」などといふ、抽象的な話では困るんです。被害者の方々が、生活資金でも、資金繰りに思つております。

志位 「なるべく早く」などといふ、抽象的な話では困るんです。被害者の方々が、生活資金でも、資金繰りに思つております。

「オール福島」による 全面賠償の要求にこたえよ

志位 「少しでも賠償を減らしたい態度」だと、大臣も言われたとおりだと思います。私が聞いたのは、全面賠償をするつもりはないのではないかという、この点でした。

ここに、9月2日、福島県知事、JAグループ、県商工会連合会、県市長会、県町村会など、党派を超えて「オール福島」が結集した「福島県原子力損害対策協議会」が、総理と東電社長に対しておこなった「原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望」という文書がございます。この要望書では、「原子力発電所事故がなければ生じることのなかつた損害について、……すべて賠償すること」、全面賠償を強く求めております。

佐藤福島知事を先頭にした要請に対応した文部科学事務次官は、この要求については回答しなかったということでありました。これは総理あての文書ですから、総理にこの場でお答え願いたい。「オール福島」のこの全面賠償——原発事故がなかつたら生じることのなかつた損害は全部賠償すると、この痛切な要求にどう応えるのか、この場でお答えください。

中川正春文部科学相 ご指摘の緊急要望については私どもも承知しております。

そのうえで文科省配下の原子力損害賠償紛争審査会においてその基準をつくっているわけでありますが、事故と相当因果関係が認

められるものはすべて、この適切な賠償がおこなわれるということを前提にして基準をつくつてあるということ、それから、「中間指針」のなかで「はじめに」という前文があるのですけれども、そのなかに、東京電力株式会社に對しては、中間指針で明記された損害についてはもちろ

ん、明記されなかつた原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えたうえで迅速、公平かつ適正な賠償をおこなうことを見直すということでありまして、「中間指針」自体もこれからまた追加の指針というのが出てくる前提になつております。

それから、さきほど申し上げたとおり、個々の紛争に對して原子力損害賠償紛争解決センターを9月1日に開所しまして、それぞれ紛争が起きたときの対応もきめ細かにやつしていくということ、それからさらに原子力損害賠償支援機構法および原子力事故被害緊急措置法、いわゆる「仮払い法」、これも準備をしまして、トータルでこの対応をしていきたいということを考えております。

志位 私が聞いたのは、全面賠償という福島県の要求にどう答えるのかということを聞いたのです。総理が答えてください。

首相 ご指摘の福島県からの緊急要望は私も承知をしておりま

として万全を期していきたいと思います。

志位 全面賠償するのかどうか聞いているのです。

枝野経産相 一般的に賠償の範囲を言う場合に全面とかとい

うことを前提にして基準をつくつてあるといふことと、それから、「中間指針」のなかで「はじめに」という前文があるのですけれども、そのなかに、東京電力株式会社に對しては、中間指針で明記された損害についてはもちろ

ん、明記されなかつた原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えたうえで迅速、公平かつ適正な賠償をおこなうことを見直す

志位 「中間指針」見直しを求めよ

志位 相当因果関係があるものは賠償するというふうにおつしやるのですけれども、この「中間指針」、8月5日の政府の原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」には何と書いてあるか。全

て、「中間指針」自身もこれからまた追加の指針というのが出てくる前提になつております。

志位 総理がお答えください。

志位 「中間指針」には、もちろん「中間指針」に定められていること以外にも賠償をやつてもいいです

よどいうことが書いてあるけれども、一方でこういう「(被害の)

被害のすべてが、原子力損害と

して賠償の対象となるものではない」一部しか賠償の対象にならないと書いてあるのです。

だから、そういう姿勢がいろいろな問題点にあらわれてくる。

わざわざ全面賠償の否定が述べられているのです。

志位 だから、「オール福島」が結集した「(福島県)原子力損害対策協議会」は、この「中間指針」ではだめだと、「被害を十分に反映していない」と批判し、見直しを

求めているわけです。総理、全面賠償を明記させるよう、「中間指針」の見直しを求めてください。

志位 ついにすすみます。原発

事故は、原発依存のエネルギー政策の根本からの見直しを迫っています。いわゆる原発の再稼働問題について聞きたいと思

います。

中川正春文部科学相 この「中間指針」では、まだ暫定的なといいますか、これから範囲が広がつて、さらに追加指針というものが生まれてきます。そういうものを包括

するのです。

黒塗りの「運転操作手順書」—— これが不明では真相究明は不可能

原発の再稼働

志位 「事故原因の究明ぬき、規制機関なしの

再稼働など論外」

首相 「地震の影響は不明。事故究明がすべてのスタートの大前提。そうした究

明を終えたあとに再稼働のプロセスになる」

つぎにすすみます。原発事故は、原発依存のエネルギー政策の根本からの見直しを迫っています。いわゆる原発の再稼働問題について聞きたいと思います。

総理は、定期検査中の原発の再稼働について、「安全性を確保しながら」「すすめるとしてお

ります。しかしここには二つの大きな問題があると、私は思います。

中川文科相 この「中間指針」の見直しを求めてください。

志位 第一は、事故原因の検証と究明が、まったく途上だといふことです。

パネル（左上）を見ていただきたいのですが、これは東京電力が9月2日、衆院科学技術・イ

て考えていきなさいという、そういう趣旨だと思います。

志位 私は、この「中間指針」では全面賠償の否定になつてゐる

と、これを見直せといったわけではありませんといふ答弁です。

私は、ここに根源があると思

う。結果、全面賠償という立場に

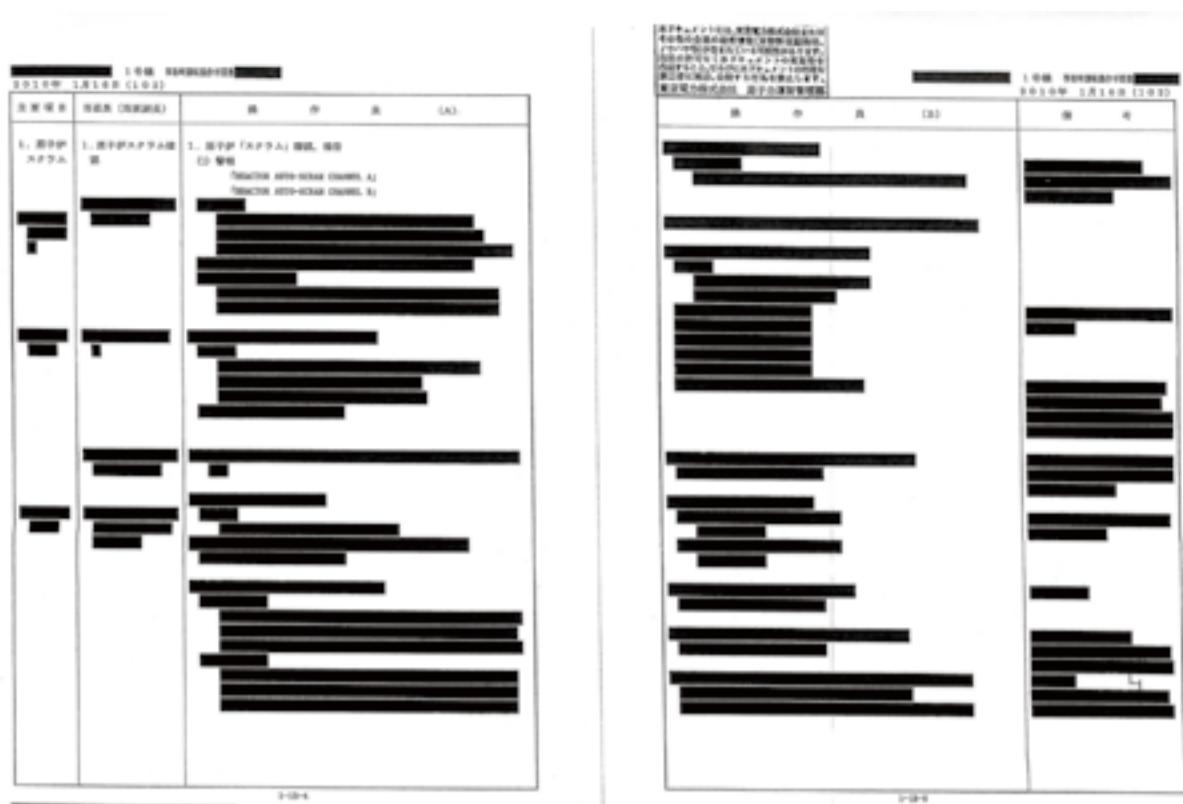
政府がたつていよい。だから東

電がああいう資料を送りつけるわけですよ。政府自身が全面的に賠償させるという立場にたてば、東電はあることできなはずだ。やはり根本には政府のそういう姿勢がある。全面賠償の立場にたてといふことを、重ねて私は強く要求しておきたいと思います。

ノベーション推進特別委員会に提出した「通常の事故時」の「運転操作手順書」の最初のページです。手順書は、これがコピーされ、ほとんどが黒塗りです。かろうじて読めるのは、「原子炉スクラム（緊急停止）」、「原子炉圧力調整」、「原子炉減圧」など、項目の一部だけなんですよ。

さらに、特別委員会の再三の要求に応じて、9月12日、東京電

力が委員会の理事会に開示した過酷事故——シビアアクシデンツ時の「運転操作手順書」なる資料は、表紙と目次の計3枚のみで、2日に示されたものよりもさらにひどいものでした。表紙に「1号機事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）」と書かれているだけで、目次のほとんどが黒塗り、内容についてはまったく不明のうえ、資料は、東電の求めで閲覧後に回収された



東京電力が作成した福島第1原発事故発生時の運転操作手順書の内容の一部

ということでありました。

事故時における「運転操作手順書」というのは事故原因を究明するうえで不可欠のものです。全電源喪失時の操作が手順書に書いてあつたのかどうか。規定させていたとしたら規定どおりの操作で事故が起きたのか。それとも、規定外の操作で事故に至ったのか。こういう一つ一つの検証は絶対に欠かせないものです。

総理に認識をうかがいたいのですが、シビアアクシデントのさいの「運転操作手順」は、これが不明のままでは事故原因の真相究明は不可能だと、誰が考えてもそう思いますが、いかがでしょうか。

枝野経産相 ご指摘の問題は、従来から指摘をされておりまし

志位 事故原因の検証、究明が途上にあることは、この問題だけではありません。政府自身がIAEAに提出した報告書も認めていることです。

つきのパネル（右下）をご覧いただきたい。

政府は、6月にIAEAに報告書を出していますが、この報告書でも、「地震による影響の詳細な状況については未だ不明の点も多いことから、今後、現場での実態調査等のさらなる調査・検討を行って、評価を実施する」。こう書かれています。

要するに地震による原子力プラントの損壊の実態はまだ不明であり、さらなる調査が必要だということを繰り返し報告しているわけです。

原発を襲ったのはまず地震でした。つぎに津波がやつてきた。津波によってどう壊されたかに

も、その前に来た地震による原

て、私の判断によりまして本日、経済産業省として東京電力を対し、いわゆる原子炉等規制法に基づく報告微収の指示をおこなつたところでございます。

報告微収にもとづいて入手した手順書については、経済産業省、私のもとで情報公開法にもとづいて公開できない部分がなかなかのチェックをしたうえで、公開できる部分についてはただちにチェックが済みしだい公開をいたします。

志位 委員会には全部出すということでおよろしいですね。
枝野経産相 委員会だけではなくて、国民的に全面的に情報公開法の例外規定にあたる部分以外は全面的に公開をいたします。

政府のIAEAへの報告書でも「地震の影響は未だ不明」としている

である」と述べています。

9月のIAEAへの追加報告書でも、「地震による影響の詳細な状況については未だ不明の点も多いことから、今後、現場での実態調査等のさらなる調査・検討を行って、評価を実施する」。こう書かれています。

要するに地震による原子力プラントの損壊の実態はまだ不明であり、さらなる調査が必要だということを繰り返し報告しているわけです。

原発を襲ったのはまず地震でした。つぎに津波がやつてきた。

津波によってどう壊されたかに

6月の政府報告書

「原子炉施設の安全上重要な設備や機器については、現在までのところ地震による大きな損壊は確認されていないが、詳細な状況についてはまだ不明であり更なる調査が必要である」

(「新子力安全に関するIAEA専門会議に対する日本国政府の報告書 東京電力福島原子力発電所の事故について」)

9月の追加報告書

「地震による影響の詳細な状況については未だ不明の点も多いことから、今後、現場での実態調査等のさらなる調査・検討を行って、評価を実施する」

(「福島原子力発電に対する日本国政府の追加報告書 東京電力福島原子力発電所の事故について」)

子力発電所の破壊については、まだ解明されていない、政府の認識はそういうことですね。

細野担当相 6月の報告書、そして9月の報告書とともに、私が責任者でとりまとめているので、答弁させていただきます。

東京電力の報告、さらには保安院の技術者の私に対する報告で申し上げますと、津波によって大きなダメージは受けているけれども、地震については大きな損壊がなかつた、そういう報告をしておりります。ただ、それがあくまで解析の結果であるとか、さまざまなものコアの機能についての分析でありまして、すべての機能が確認できているわけ

